

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要 (平成23年11月11日条例第15号)

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。
個人の市民税における寄附金税額控除の適用下限額が引き下げられたこと等に伴い、必要な制度改正を行っています。
なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正事項)

1 個人市民税

(1) 寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

平成24年度から、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げることとする。

(2) 上場株式等の配当・譲渡益に係る税率の特例措置の延長

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得、譲渡所得等に対する税率を1.8パーセントに軽減する特例措置を2年延長することとする。

【参考】上場株式等の配当・譲渡益に係る税率(所得税+個人住民税)の見直し

配当・譲渡益の発生年		～H23.12	H24	H25	H26.1～
税率	現 行	10%	20%		
	改正案	10%	10%		

税率10%の内訳・・・所得税7%, 個人住民税3%(市民税:1.8%, 府民税:1.2%)

税率20%の内訳・・・所得税15%, 個人住民税5%(市民税:3%, 府民税:2%)

(3) 少額株式投資に係る非課税措置の創設の延期

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、上記イの上場株式等に係る軽減税率の適用期限の到来にあわせて、平成25年度から実施することとしていたが、平成27年度から実施することとする。

【参考】少額株式投資に係る非課税措置の概要(改正後の内容)

実施時期	平成27年度分(所得税は平成26年分)から
対象となる所得	非課税口座内の上場株式等に係る配当、譲渡益
非課税となる投資額	平成26～28年の毎年、新規投資額で各100万円
保有期間	最長10年間、途中売却は自由

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 警戒区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

住宅用地の課税標準の特例措置は、住宅が建設されている土地にのみ適用可能であるが、東日本大震災に係る警戒区域内住宅用地の所有者等が当該住宅用地に代わる更地(代替土地)を取得した場合(※)には、当該代替土地のうち警戒区域内住宅用地の面積相当分について、住宅が建設されていないとしても、取得後3年度分につき住宅用地とみなして、住宅用地の課税標準の特例を適用することとする。

※ 平成23年3月11日から警戒区域設定指示が解除された日の3月後までの間に取得した場合に限る。

なお、現在、警戒区域として設定されているのは、福島第一原子力発電所から半径20km圏内である（以下同じ。）。

【参考】住宅用地の課税標準の特例

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 （200㎡以下の部分（住宅1戸当たり））	価格（評価額）の1/6	価格（評価額）の1/3
一般住宅用地 （200㎡を超える部分（住宅1戸当たり））	価格（評価額）の1/3	価格（評価額）の2/3

（2）警戒区域内家屋に係る代替家屋の特例

東日本大震災に係る警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を取得した場合（※）には、当該代替家屋に係る税額のうち警戒区域内家屋の床面積相当分について、最初の4年度分につき2分の1、その後の2年度分につき3分の1を減額することとする。

※ 平成23年3月11日から警戒区域設定指示が解除された日の3月後（当該代替家屋が警戒区域設定指示の解除の日後に新築されたときは、解除された日の1年後）までの間に取得した場合に限る。

3 軽自動車税

東日本大震災に係る警戒区域内自動車等の所有者等が当該自動車等に代わる軽自動車等（代替軽自動車等）を取得した場合（※）で、その取得後に警戒区域内自動車等の用途の廃止等がなされたときは、平成23年度から平成25年度までの各年度分について、当該代替軽自動車等に係る納税義務を免除することとする。

※ 平成23年3月11日から平成25年4月1日までの間に取得した場合に限る。

4 罰則

市税に係る不申告等に関する過料の上限額を30,000円から100,000円に引き上げるとともに、市たばこ税、特別土地保有税及び事業所税の不申告に関する過料を新設することとする。

5 その他

その他必要な規定の整備を行う。

（施行期日）

上記1（1）の改正は平成24年1月1日から、上記1（2）及び（3）並びに2及び3の改正は公布の日（平成23年11月11日）から、上記4の改正は公布の日（平成23年11月11日）から2月を経過した日から施行することとする。